

2010年7月20日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-48

ワラシナビル5階

電話・FAX 0467-85-6660



## 「WISH」を尊重するために大切なこと

Sネット理事・弁護士 千木良 正

大学で「権利擁護と成年後見制度」という授業を受け持っているのですが、学生の皆さんに次のようなテーマでディスカッションをしてもらうことがあります。

「A(78歳・女性)は施設入所者。海外旅行に出かけたいと希望しているが、医師によると、Aには心臓疾患があるため、旅行をするのであれば医師または看護師の付き添いが必要であるとのことである。Aの希望を叶えると旅費は100万円程かかり、その支出をすると本人の預貯金残金は5万円になってしまう(なお、施設利用料は年金でぎりぎりまかなうことができている)。あなたがAの成年後見人である場合、どのように対応するか(Aが海外旅行に行きたいという理由について、新婚旅行で出かけた場所にもう一度行ってみたいからと言っている場合、テレビの旅行番組で見た景色がすごくきれいだから、一度行ってみたいと言っている場合、テレビのグルメ番組でレポーターが食べていた料理を現地で食べてみたいと言っている場合とで、対応は変わるか)。

さて、皆さんならどのように考えるでしょうか。

実際には、本人の健康状態、旅行のリスクについて本人はどこまで理解しているのか、本人の希望の強さ、他の方法で本人が満足するのか、残金が5万円ということの意味をどこまで理解しているのか、家族はどのように考えているのかなど、総合的に判断しないとイケませんし、はっきりとした正解はないと言えるでしょう。

ただし、基本的な考え方としては、多くの学生さんが、「新婚旅行先にもう一度行きたいというのであれば連れて行ってあげたいけど、旅行番組とかグルメ番組を見てというのであれば他の方法を考える」と回答します。

その理由としては、「新婚旅行は大切な思い出だし、もう一度行ってみたいと言っているのであれば、その希望は尊重してあげよう。でも、テレビ番組で見たというのであれば、それほど大切な思い出という訳でもないだろうし、その希望は必ずしも尊重しなくても良いのではないか。国内旅行なり、国内のレストランで代替できるから、そこで我慢してもらおう」などと考えているようです。

もちろん、このような考え方で対応した結果、本人が納得する場合もあるでしょうし、それが無難な選択肢と言えるのかもしれません。

ただし、一つ気を付けないといけないのは、このような考え方は、「周囲の人の価値観で本人の希望を推測している」という可能性があるということです。もしかしたら、テレビで見ただけかもしれないけど、本人が強く希望しており、その希望を実現するためのお手伝いをする必要がある場面だってあり得ると思います。

ここで大切なのは、本人の意思を尊重する際に、本人に私たちの価値観を押しつけるのではなく、本人の価値観に基づいてどこまで本人の意思を尊重することができるのか、ということ意識することだと思います。

私たちは、皆それぞれ異なる価値観を持っています。だからこそ、本人の幸福追求を支援するに当たっては、本人の「WISH」にこだわり、その「WISH」を尊重することができる柔軟な心を持つことが必要なのだと思います。

## もしも成年後見制度を利用したなら・・・

## 「自己決定の尊重」 これが私のやりたかったこと！

春彦さん：「ねえ、木村さんの奥さん亡くなられたそうだね」

夏子さん：「そう。長い間、病気だったけど...」

春彦さん：「確か障害のある息子さんと二人暮らしだったね」

夏子さん：「木村さん、ずっと心配して一緒に住める施設を探そうとしてたくらいだったのよ。  
でも、やっぱり、息子と二人で自分の家で住む方がいいって」

春彦さん：「そうだね。住めるものならそうしたいね。それで息子さんは？」

夏子さん：「ヘルパーさんが来て、食事を作ったり、家事をしてくれたりするので、何とか一人暮らしができていたみたい。それより、お母さんが亡くなってから、かえって家のこともしっかりできるようになったそうよ」

春彦さん：「それは素晴らしいな。親はついつい構い過ぎてしまうからね」

夏子さん：「それに、福祉の専門家が息子さんの補助人というのになって、いろいろな手続きを一緒にしてくれるそうよ。相談相手にもなってくれているので、前より、積極的にいろんな事が出来るようになったって周りの人も驚いているくらい」

春彦さん：「どんなことが出来るようになったの？」

夏子さん：「好きな歌手のコンサートに行ったり、自分で洋服を選んだり... そうそう、この間もご自分から『こんにちは』と挨拶されたので、『どこへいくところ？』と聞いたら、『好きな歌手のCDが前から欲しかったので、お小遣いで買いに行きます』って言ってたわよ」

春彦さん：「亡くなられたお母さんが聞いたら、どんなにビックリするだろうな。いつも『何にもできない』『何にも話さない』って言ってたからね」

夏子さん：「親って、待てないから、『この子は何も出来ない』とつい思ってしまうけれど、出来るように上手に手を貸していないんじゃないかしら？」

春彦さん：「親とは違う目でできることを探してくれるような気がするね」

春彦さん・夏子さん：「そんな人がついてくれるのなら、障害がある家族がいても安心だね」



## \* 解説 \*



## 後見類型について

成年後見制度では、本人の判断能力によって3段階に援助の程度を分けています。判断能力の不十分さが最も軽い人を対象とした「補助」、次いで「保佐」、そして「後見」となり、これらの人々の財産や権利を守るのが援助者(「補助人」、「保佐人」「成年後見人」)です。

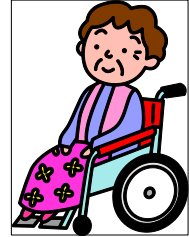
## 「自己決定の尊重」 こんなはずではなかったのに！

秋枝さん：「このごろ、藤野さん見かけないけど、どうされたのかしら？」

冬美さん：「なんでもずっと遠くの特別養護老人ホームに入ったら  
しいって...」

秋枝さん：「藤野さん、障害のある娘さんと暮らしてたけど...」

冬美さん：「娘さんのまりさんは同じような障害のある人が住んで  
いるグループホームに入っているって聞いているわ。  
それにまりさんはなかなかお母さんと会えないので、  
お母さんのことを心配して私に電話してくるのよ...」



秋枝さん：「そう...、藤野さんはずっと『まりさんと暮らしたい』って  
言ってたのにな」

冬美さん：「そうなのよ。亡くなったご主人も藤野さんとまりさんのことを心配して、あの家と  
かなりの財産を遺してくれたって藤野さんは言ってたのよ。それなのに...」

秋枝さん：「ヘルパーさんを利用して、何とか一緒に住み続けられなかったのかしら？」

冬美さん：「何でも、遠くに住んでいる親戚の人が成年後見制度というのを利用して、専門家に  
後見人になってもらったらしいって...」

秋枝さん：「後見人って、その人の希望をかなえられるようにしてくれないのかしら？」

冬美さん：「後見人は財産を管理するほかに、福祉サービスや施設の契約もその人に代わってで  
きることになっているけど、どのような契約をするか考えるとき、その人の意思を  
尊重しなければならないと何かの記事で読んだことがあるわ」

秋枝さん：「ほんとにそうね。自分に代わっているいろいろしてくれるのはありがたいけど、一番  
望んでいたこともしてもらえないなら、後見人って何なのかしらね...」



### \* 質問 \*

後見人にはどういう人になってもらうのがよいのですか？

### \* 答え \*

成年後見制度を利用する時、本人の立場になってお金の管理や必要な福祉  
サービスを的確に選んでくれるような後見人候補者を選ぶことがポイントで  
す。



何かあった時にすぐに駆けつけてくれるフットワークのよさも大事です。  
親族以外の第三者にお願いする場合は、弁護士、司法書士、行政書士、社  
会福祉士などの専門家がいます。

ただし最終的に家庭裁判所が決めるので、候補者として選んだ人がなると  
は限りません。

## 「自分らしく生きる～私の後見人活動～」開催しました

2010年2月27日(土) 茅ヶ崎市との協働推進事業の一環としてシンポジウムを開催いたしました。当日は、独立型社会福祉士の大門亘さんの基調講演の後、地元社会福祉士(「ぱあとなあ神奈川」所属)の3人に、後見人の「身上監護」について実践報告を頂きました。

大門 亘 さん：被後見人の歴史を一緒に築くことを念頭に、制度を踏襲しながらも、捉われることなくやっていきたいと思っています。

小野田 潤さん：社会福祉士として「自分らしく生きる」という言葉には、支援する側の自分を高めることが大切と感じます。

亀山 一恵さん：ご本人の思いをきちんと受け止められているか不安でしたが、今は、周りの方々に支えられることが大切と感じています。

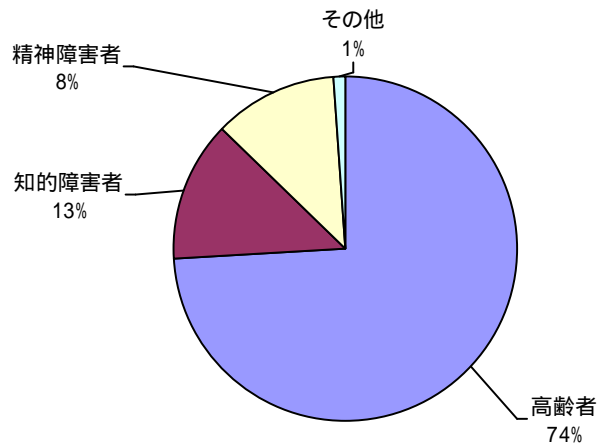
関口千佳子さん：被後見人との信頼関係を大切に、さまざまな制度の理解を深めてやっていきたいと考えています。

(詳細については記録集を作成しました。必要な方は成年後見支援センターまでご連絡下さい)

### 成年後見支援センター報告

2009年4月～2010年3月

|                   |      |
|-------------------|------|
| 相談件数(来所)          | 134回 |
| 相談件数(電話・その他)      | 51回  |
| 相談者数              | 207名 |
| 自宅、施設訪問           | 11回  |
| 家庭裁判所同行、立会い       | 2回   |
| 継続の相談(08年度より継続含)  | 51名  |
| 相談事例を関係機関と検討      | 6回   |
| 出前ミニ講座            | 4回   |
| 講演会講師             | 5回   |
| 成年後見支援ネットワーク連絡協議会 | 6回   |



### 編集後記

「難しいことをやさしく、やさしいことを深く」では... (N)

「一件落着」で終わる支援はないと感じました。(T)

市民の目線と本人の気持ちを大切に、わかりやすく... (S)

希望は伝えておかないとわからないこともあります。(M)

特定非営利活動法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

### 成年後見支援センター

住所：茅ヶ崎市新栄町13-48 ワラシナビル 5階

電話・FAX：0467-85-6660

月・水・金の10:00～17:00 (祝祭日はお休み)